

諏訪市告示第 102 号

諏訪市パブリックコメント実施要綱の一部を改正する要綱

諏訪市パブリックコメント実施要綱（平成 24 年諏訪市告示第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号中「掲示場」の次に「（市ホームページに設置した電子掲示場を除く。）」を加える。

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 8 日から施行する。